第１８回　熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日　時：平成２１年６月５日（金）　午後３時～午後５時

会　場：市庁舎４階　モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、齊藤委員、田中委員、続委員、寺本委員、
西村委員、林委員、原委員、松崎委員、村上委員、山形委員

欠席者：木下委員、下川委員、鈴木委員

山　口 会　長	ただいまから、第１８回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。 本日の委員の出欠についてですが、鈴木委員と木下委員と下川委員が所用のため欠席です。 本日の委員会は２時間程度を予定しておりまして、５時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 まず、行政側の委員につきまして、変更がありましたのでご紹介いたします。 ４月１日付の人事異動に伴いまして、新たに企画財政局長になられました、続幸弘委員でございます。
続委員	（挨拶）
山　口 会　長	それでは、まず、資料の確認を事務局からお願いします。
事務局	（資料確認） ・　次第 ・　熊本市自治基本条例素案（案）について ・　熊本市自治基本条例素案（案） ・　熊本市自治基本条例案比較表 ・　自治基本条例検討委員会報告書に対する意見・質問 ・　第１７回熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要 ・　林委員配布資料「熊本市自治基本条例素案（案）に対する意見について」
山　口 会　長	ありがとうございました。 それでは、まず、熊本市自治基本条例素案（案）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは、お手元に配付しております「熊本市自治基本条例素案（案）について」をご覧ください。 まずは裏面の報告書に対する意見募集、地域説明会等の実施状況ですが、報告書に対する意見募集については、４月１４日から５月２１日にかけて実施し、地域説明会については５回、出前講座は６回、地域公民館事務説明会での説明を１８回。最後に各種団体等へ出向いての説明は１０回開催しました。これらを合計いたしますと、説明会等の開催が、全部で３９回、それに参加していただいた方々は１０８１人となります。

	そして、ご意見をいただいた人数と件数ですが、全部まとめますと、２５名の方から８６件のご意見をいただいたところでございます。 そして、いただいた意見と報告書を参考にしまして、今回、条例素案の案を作成したところでございます。 Ⅰはこれまでの経過でございますので省略させていただきます。 次に、Ⅱの「自治基本条例素案（案）作成のコンセプト」をご説明いたします。 まず、１点目が、この自治基本条例検討委員会から出された報告書を最大限尊重するということ。もちろん、市民の方々のご意見、庁内の意見も踏まえて作成させていただいております。 ２点目として、市民にとってわかりやすい条例とするということで、箇条書きにできるものについては、できるだけ箇条書きに、また自治を推進するための原則を定めることとし、他の法令等に規定されているものや具体的な手法等については、特に必要な項目のみ盛り込むこととといたしました。 ３点目としましては、具体的な手法については、他の個別条例、場合によっては規則、要綱等に委ねることとし、条例制定後に、検証していくことにしております。 次にⅢの自治基本条例素案（案）の特徴についてですが、１つはプロセスにあるかと思っております。 この検討委員会を設置しまして、条例に盛り込むべき項目と内容について合意ができたこと。これが一番大きな成果であり特徴だと思っております。 ２番目に、具体的な内容ですが、「自治運営の基本原則」、「市政の基本原則」を明確にしたこと。参画と協働を推進するための条例を別途策定することを盛り込んだこと。「苦情処理機関（公的オンブズマン）」の設置を盛り込んだこと。そして「人事体制」、「公益通報制度」、「危機管理」について盛り込んだことであります。 「Ⅳ　今後のスケジュール」につきましては、また後ほどの議題にございますので省略させていただきます。 この他、説明会等における市民の方々のご意見としましては、全体的には「わかりやすいものにしてもらいたい」特に、「カタカナや横文字はできるだけ避けてもらいたい」というご意見もありましたし、両論併記のところについては、市民の方々のご意見も両論ありました。 そして、説明会の時期がちょうど新型インフルエンザの発生した時期でもありましたので、そういう危機管理体制についてのご要望が特にあったことから、危機管理については、素案の案に加えさせていただきました。 詳しい内容につきましては、お手元に配付しております資料をご覧いただければと思っております。

	それでは、具体的に、この素案について説明してまいります。 お手元にあります「自治基本条例案比較表」をご覧ください。 左側の欄が、今回出しております熊本市自治基本条例素案の案です。真ん中の欄が、この検討委員会の報告書の「盛り込むべき項目」、いわゆる一致した部分と両論併記の部分等を抜粋し記載しております。下線を引いてある部分は、どの項目を左側の素案に盛り込んだかが分かるように印をつけているところです。 まず、「前文」ですが、真ん中の欄の条例に盛り込むべき項目と内容を見ていただきますと、（１） 熊本市がどういうまちであるか。地下水などの環境、熊本城等の歴史的遺産、文化など、（２） 熊本市の自治を今後どのように進めていくべきか。主権者である住民の信託に基づく市政、情報共有、参画、協働など、（３）自治基本条例制定の意義。地方自治の本旨の実現、最高規範性を盛り込むべきということでしたので、文言を整理させていただいて条例素案の案を作成しております。 また、意見が分かれた項目ということで、「公共の福祉」という言葉につきましても、条例素案の案の下から二段落目「また・・・」以下に記載させていただいているところです。 次に、第１条の「目的」ですが、ここには、意見の一致した部分として、（１）自治の基本理念を明らかにするということ。（２） 市民と議会と行政の役割を定めるということ。（３）自治を推進するための基本原則を定めるということ、最終目的としては、 地方自治の本旨に基づく自治を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るということでしたので、これらを整理したところです。 次に、第２条の「定義」ですが、基本的には、検討委員会の報告書の文言を使っております。ただ、「（７）自治」につきましては、報告書の中では具体的な記載がありませんでしたので、「自分たちの地域は自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。」ということで、住民自治・団体自治の総体であることがわかるように、また、第１７回の検討委員会において林委員から伊賀市の定義を参考にすればというご提案もありましたので、このように定めたところです。 また、新たに「（９）コミュニティ」という定義を「地域又は共通の関心によってつながった、身近な課題を解決するために活動する多様な組織及び集団をいいます。」としております。 それから、両論併記になりました「住民」や「まちづくり」または「地域づくり」の定義につきましては、「住民」「市民」「まちづくり」として定義することとさせていただきました。 次に、第３条の「自治の基本理念」です。報告書の中では６項目記載がありましたので、その６項目を条例素案に書かせていただいておりますが、報告書の

	「（２）人権の尊重、住民の福祉の増進」にありました「住民の福祉」については、自治の基本理念の１項目として掲げる項目というより、もっと大きな意味で、目指すべきものとするべきではないかということで、第１条の「目的」に「この条例は、市民の福祉を増進するために・・・」ということで入れさせていただいております。 次に、第４条の「自治運営の基本原則」です。情報の共有、参画、協働を、素案の中に入れております。両論になりました「説明責任の原則」につきましては、市民にまで説明責任を課すというのはいかがなものかという判断で入れておりません。 次に、第５条の「市民の権利」です。報告書では、①情報を求める権利、② 市政に参画する権利、そして③市政に関し意見を表明し、提案する権利となっております。この③「市政に関し意見を表明し、提案する権利」は、決して否定をしているわけではないのですが、②の市政に参画する権利の中に含まれると解釈し、入れておりません。もちろん、この参画する権利の中に「市政に関し意見を表明し、提案する権利」も入っているという認識を持っておりますので、説明等で補足したいと思っております。 第６条の「市民の責務」については、報告書の内容をそのまま盛り込んでおります。 なお、両論併記となりました「協働請求権・協働諾否権」につきましては、協働の定義を踏まえますと、少し馴染まないということで、素案に盛り込んでおりません。 また、「地下水享受権」につきましては、涵養域である阿蘇周辺からの恵みを受けているということもありますので、熊本市民の権利として位置づけることは少し馴染まないのではないかという判断をさせていただいたところです。 その次の法令等に書いてある権利につきましては、コンセプトに従い盛り込んでおりません。 最後に（２）の④から「市内で活動するもの」を除くという両論併記につきましては、ＮＰＯ等の活動につきましても、地域団体、地域社会との調和は必要だということで、盛り込んでおります。 次に、第７条「市議会の役割」につきましては、報告書にあった３項目を盛り込んでおります。 第８条「市議会議員の責務」ですが、報告書には記載のあった「③説明責任を果たすこと」は、市議会に説明責任があるということは第１２条「市政の基本原則」で記載しておりますので、それに包含されるのではないかということで、盛り込みませんでした。 次に、第９条「市長の責務」は、報告書の内容を素案にも書いておりますが、

	「公平及び公正かつ誠実に」は、第１０条の市長も含まれる市の執行機関の役割に記載しておりますので、第９条には盛り込みませんでした。 第１０条「市の執行機関の役割」については、報告書の内容を素案に記載しております。 また、第１１条の「市の職員の責務」につきましては、自己研さんに努めることと、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行うということをまとめて記載しております。 なお、両論併記の「市長の設置」については、地方自治法にも記載がありますので盛り込んでおりません。 また、「執行機関との連携協力」につきましては、第１６条に「総合的な行政サービス」に含んでいるという整理をさせていただいており、「信託を受けた」については盛り込んでおります。 次に、第１２条の「市政の基本原則」です。報告書の３つの項目を盛り込んでおります。 次に、第１３条の「総合的かつ計画的な市政」です。これは両論併記になったところですが、これはコンセプトに従いまして、具体的な手法等は盛り込みませんでした。従いまして、理念的な部分を第１３条で整理させていただいております。 次に、第１４条の「効率的で効果的な市政」です。これも両論併記になったところですが、これも先程と同じように、コンセプトに基づきまして、具体的な手法等は盛り込みませんでした。 次に、第１５条の「組織体制」につきましては、効率的で機能的な組織体制を整備するということを記載しております。 第１６条の「総合的な行政サービス」については、「部局の連携」を「組織間の連携」に変更し「部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供する」ということを記載しております。 第１７条の「人事体制」につきましては、報告書では「適正な人事評価及び配置」となっておりますが、「適切な」という言葉に変更しております。職員の研修も必要ですので、２項目に盛り込んでおります。 第１８条の「公益通報制度」、第１９条の「審議会等」につきましては、報告書のとおりです。 意見が分かれた「自治体法務」につきましては、重要なことであるとは認識しておりますが、「自治体法務」以外にも職員に必要な能力があることから、特段にこの「自治体法務」という言葉は盛り込みませんでした。 第２０条の「行政手続」、第２１条「意見等の取り扱い」、第２２条「説明責任」につきましては、報告書を参考に整理させていただいております。 第２３条の「苦情処理機関」につきましては、「公的オンブズマン」という言

	葉をこれまで使ってきましたが、説明会の中で「カタカナがわかりにくい」というご意見もありましたので、あえてここでは「苦情処理機関」とさせていただきました。ただ趣旨としては一般的に言われている「公的オンブズマン」制度のことです。わかりにくいということから外しただけです。 第２４条の「危機管理」につきましては、この検討委員会の中でも以前、議論されましたが、盛り込むべき項目としては整理されておりませんでした。しかしながら先ほどご説明いたしましたように、地域説明会の時に、新型インフルエンザが流行していたこともありまして、そういう危機管理も大事だというご意見がありましたので新しい項目として、付け加えさせていただきました。ただこの危機管理につきましては、行政だけがやっていくというものではなく、市民の方々や関係機関との連携、協力、相互支援が必要であり、その上で行政は危機管理体制の構築に努めるとしております。 第２５条の「情報共有」につきましては、報告書と同じ趣旨を盛り込んでおります。 また、第２６条の「個人情報保護」につきましても、適切な保護措置を講じるということで整理させていただいております。 情報共有で両論併記になった部分につきましては、具体的な方法ですので、コンセプトに従いまして、盛り込みませんでした。 同じく両論併記でした「情報公開条例により」と「個人情報保護条例により」というのは、個別条例にとらわれるのではないかというご意見を踏まえ、盛り込みませんでした。 次に、第２７条の「参画の原則」ですが、基本的には報告書にありましたように、「参画による市政・まちづくりに取り組むこと」などを参画の原則として盛り込んでおります。 第２８条の「青少年・子どもの参画」については、報告書の内容を素案に盛り込んでおります。 なお、両論併記の「住民参画推進評価委員会」ですが、情報共有、参画、協働については、第３７条の「自治推進委員会」で検証するものだと思っておりますので、ここには盛り込みませんでした。 次に、第２９条の「協働の原則」につきましては、協働による市政・まちづくりに取り組むこととしております。 なお、検討委員会の中で、行政が協働を押し付ける、下請け的に使うということがあっては困るというお話がありました。もちろん、行政側にはそういうつもりはありませんが、第２項に「協働の推進に当たっては、市民の自主性・自立性を損なわないようにしなければなりません。」という項目を追加しております。 次に、第３０条「市民参画・協働のための仕組み」ですが、第１項では、市民

	参画を推進するための仕組みを整備すること。 第２項では、これを公表して実施するということ。 第３項では、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるということ。第４項では、協働を推進するための仕組みを整備するということを盛り込んでおります。 両論併記の「協働推進評価委員会」につきましては、「参画推進評価委員会」と同じ整理で、これは盛り込んでおりません。 第３１条の、「参画と協働によるまちづくり条例」については、別に条例を定めるということで、報告書と同じように記載させていただいております。 第３２条「地域コミュニティ活動」は、自治会をはじめとして地域団体が行っている活動のことで、市民は、地域コミュニティ活動を推進するよう努めることや互いを十分に尊重し合いながら進めること。さらに行政は、地域コミュニティ活動が推進されるよう支援をしていくということを盛り込んでおります。 第３３条の「市民公益活動」は、ボランティア団体、ＮＰＯなどの公益的な活動についてで、３２条と同じように行政が支援することなどを盛り込んでおります。 次は、第３４条、第３５条「住民投票」です。 報告書の中では両論併記として「今後検討してもらいたい項目」になっておりますが、現時点では、地方自治法に記載してあります住民投票の制度を整理しております。 第３６条の「国・他の地方公共団体等との連携」は、報告書のとおり１つは国と県、２つめは近隣の地方公共団体、３つめは、国内及び国外の都市等との連携、ということで記載させていただいております。 第３７条の「自治推進委員会」につきましては、これを設置するということ、市長に意見を述べられるということ、自治に識見を有する者及び市民によって構成されるということ、必要な事項は別に定めるということを盛り込んでおります。 第３８条、「最高規範性」については、報告書と同じように記載しております。 第３９条、「条例の見直し」についても、報告書の一致した部分を整理しております。 なお、自治推進委員会の審議事項につきましては、「自治運営の基本原則」に加えまして、「自治の基本理念」「自治の推進に関する事項」というものを付け加えてはどうかというご意見があり、両論併記となっておりましたが、特に自治の基本理念ということになりますと非常に大きなテーマとなりまして、審議内容もちょっと大きすぎるということで、「自治運営の基本原則」だけにしているところです。

	さらに、自治運営委員会の委員の数、構成、公募委員の数、任期、再選の規定等を盛り込むべきではないかということにつきましては、別に定めたいと思っておりますので、この自治基本条例には盛り込みませんでした。 以上です。
山　口 会　長	ありがとうございました。 報告書では、両論併記の部分が結構あったと思います。それを整理したものが現在の素案（案）ですので、ご意見がある方は、結構いらっしゃるのではないかと思っているところです。 再三申しますように、現在のものは素案の案ですので、この検討委員会でのご意見を踏まえまして、（案）を取って「素案」にするということになります。 「素案」にする際の参考になればということで、これからご意見をいただければと考えております。
山　形 委　員	報告書に対する意見募集、地域説明会の実施状況というところで、地域説明会でいただいた意見提出件数及び人数が、２６件１８名と書いてありますが、この意見は見せていただくことはできないのでしょうか。
事務局	資料の説明を省略いたしましたが、お手元に配っております「自治基本条例検討委員会報告書に対する意見・質問」という資料に「文書でいただいた市民意見」と「地域説明会での意見」を整理させていただいております。
林委員	今日、素案の案に対する私の意見を提出いたしましたが、時間的に全く余裕がなくて、極めて不十分な意見でございますけれども、素案の案に盛り込まれていない極めて重要なことについて３点ばかりありましたので、まずその事実確認をさせてください。 素案の案は行政の案ですので、行政のしかるべき責任者にここでご答弁をいただいて、それでもちょっといかがなものかという場合については、ここに市長さんに出てきて貰ってご説明をしてもらわなければならないくらいの重要なことを、私はこれからご質問したいと思っております。 自治推進委員会の関係については、今日提出した意見の１３ページ、１４ページを見ていただければ、これはおかしいということがすぐおわかりかと思います。その前に、２、３点だけお伺いします。 まず、事務局にお尋ねしたいのは、この素案の案については、市長さんは決裁されたのでしょうか。
事務局	この素案の案につきましては、経営戦略会議で了承いただいております。
林委員	わかりました。そのことを前提としてお伺いいたします。 まず第１点目ですが、「住民の福祉の増進」についてです。大きなものだということで、第１条の「目的」のところに盛り込んでありますが、報告書では、「自治の基本理念」として「一人ひとりの人権を尊重するとともに、住民の福祉の増

	進を図ること」と書いてありました。「住民の福祉の増進」が「自治の基本理念」から外れたことは、大きな問題だと思っております。それは第１２条「市政の基本原則」で「市の執行機関等及び市議会は、次に掲げる基本原則に基づき市政を行います。」とし、（１）で「自治の基本理念及び自治運営の基本原則に基づいた市政を行うこと。」としておりますが、「住民の福祉の増進」を「自治の基本理念」から外したことで、市政の基本原則から外れたのです。ようするに、住民の福祉の増進という業務は市政を行う市の執行機関及び市議会の業務から外れたことになります。自治法の第１条の２の第１項には「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と自治体としての基本的な役割が書いてあり、報告書で意見が一致していたにもかかわらず、第１条の「目的」に「住民の福祉の増進」を移したことで、市政の役割の中から「住民の福祉の増進」というのが全くここから外れてしまったことについて、経営戦略会議では問題とならなかったのでしょうか。これは極めて問題のある素案だと思っておりますので、報告書のように、自治の基本理念に、「一人ひとりの人権を尊重するとともに、住民の福祉の増進を図ること」をあらためて復活させていただきたいというのが第１点です。 　第２点目は、先程、説明のありました提案権です。この提案権は、平成１７年の議会に上程した行政案、特別委員会の正副委員長試案、それから当検討委員会の正副会長試案にもあり、そして意見が一致した項目でもあります。にもかかわらず、これを削除したということはいささか問題があるのではないかと思いますので、責任ある人から答弁をいただきたい。議員さんも入っている当検討委員会の報告書の中にも合意事項として提案権が入っているのですから、「参画する権利」の中に入っているから削除しても全く問題ではないだろうというのは、これは私から言わせていただければ暴論に過ぎる解釈です。どなたが解釈をされたんでしょうか。学者の先生方、然るべき専門家が諮問を受けて法的解釈をし、結論を出したというのであればわかりますけれども、そうでなければ、いささか暴論過ぎるし、これは問題があります。平成１７年に議会で審議した内容を全部覆してしまうということで、これは大変なことです。誰が責任を取りますか。これが重要な問題の第２点目です。 　第３点は公的オンブズマンです。事務局から、「カタカナはわかりづらいから外した」と説明がありましたが、国際的に全ての世界に通用しているのが「オンブズマン」です。どこの世界でも「オンブズマン」というのは共通認識としてオーソライズされています。 　住民の方が「カタカナがわかりづらい」と言ったら、行政は、「オンブズマン制度というのは国際的に認知されているものですから、カタカナがどうのこうの

	という問題とは違います」という説明をしたのでしょうか。その説明責任はあると思います。説明したということなら許してください。もし仮に、説明もしないで、住民から「カタカナはわかりづらい」ということで、その弁を鵜呑みにして「公的オンブズマン」という言葉を削除したとすれば、これまた大問題です。「公的オンブズマン」については、議員の委員もこの席上で何回も発言しておられました。私どもも「公的オンブズマン」は国際的にオーソライズされたものだということで、「公的オンブズマン」という固有名詞が条文の中に入ってくるのは当然だと思っています。これを削除して単なる「苦情処理機関」としたことは、とても許されるものではありません。これははっきり説明してください。行政として「カタカナ語はいかがなものか」という人に対して、国際的にオーソライズされたものだということを説明したんですか、しなかったんですか、これははっきりお伺いしたい。そうしないと、この検討委員会はそれこそ無に帰してしまう。この検討委員会の報告書で合意した項目が、一人の住民の見解によって全部覆されてしまうということです。こんな恐ろしいことがありますか。私は今までないですよ。何十年も行政に携わっていますけれども、こういうことは、はっきり言って恐ろしいです。これははっきり説明してください。今の３点をご説明いただきたいと思います。
山　口 会　長	オンブズマンという言葉について市民に説明したのか、経営戦略会議の中で、基本理念のところから「住民の福祉」を取ることについて説明をしたのかなど、３点のご意見やご質問がありましたが、まずは経過の部分を説明していただき、意見を受けてどうするかについては、現時点では少し難しいと思いますので、後で整理していただきたいと思っております。
事務局	今回、素案の案をこの検討委員会に出しているのは、今いただいたようなご指摘もきちんと受け止めながら「（案）」を取っていきたいという趣旨ですので、まずはその趣旨をご理解いただきたいと思っております。 １点目の「住民の福祉の増進」につきましては、今、林委員が言われましたが、地方自治法の第１条の２に記載してありますように、これはまさしく自治体としての基本的な役割であるということは、何も否定しておりません。しかし、「住民の福祉の増進」は、自治体としての基本的な役割として一番大事なものと受け止めておりますので、「自治の基本理念」より、もう少し大きい項目である「目的」に入れたということで、「自治の基本理念」から意図的に外したということではございません。林委員からの意見は「元に戻したほうがいい」というご意見だったと思いますので、「素案の案」を「素案」とする際、また条例案とする際に、ご意見を踏まえて考えていかなければならないと思っております。 ２点目の「意見を表明し、提案する権利」につきましても、「参画する権利」の中に入るということで整理させていただいたところですが、「意見を表明し、

	提案する権利」を否定したわけではありません。２つ書く必要があるのかというだけですので、「参画する権利」に「意見を表明し、提案する権利」が含まれると整理したとしても、解説には、きちんとそういう権利があるということは書きたいと思っております。「参画する権利」と「意見を表明し、提案する権利」は、やっぱり２つ並べて特出しした方がいいというご意見だろうと思いますので、そういうご意見も、参考にさせていただきたいと思っております。 　最後に、公的オンブズマンにつきましては、国際的に通用する言葉だという説明はしませんでしたが、これまでの説明会の中では、林委員も出席していただいたのでご存知かと思いますが、公的オンブズマン制度は、川崎市や札幌市で制度化されているものだという説明させていただいており、何も制度を変えるということではございません。一人の意見で変えたというよりも、国際的に通用する言葉ではあるのかもしれませんが、市民の方にはやっぱりわかりづらいのではないかということで、敢えて「オンブズマン」という言葉を使わなかったのです。使ったほうがやっぱりはっきりするということであれば、そういうご意見を踏まえてまた考えていかなければならないと思っております。
山　口 会　長	それでよろしいでしょうか。 　（一同了承）
西　村 委　員	私も林委員と同じように、オンブズマンの制度を創設するということを明記すること。市民が意見や提案する権利をはっきりさせること。それから、「自治の基本理念」に、「住民の福祉の増進を図る」ということを入れるということが必要だと思います。林委員が言われましたように、提案権は行政案にも記載がありましたし、この検討委員会の報告書の中でも明確になっていたにもかかわらず、これを書かないというところが問題です。事務局は、一生懸命やっておられるし、真意もよくわかりますが、条文に明記されないということは決定的な問題です。事務局は、立場上、色々な問題があると思いますので、原委員に局長としての明確な答弁をお願いしたいと思います。
原 委　員	事務局案は、行政内部で十分論議しながら作りましたものでして、コンセプトにも書いてございましたように、この検討委員会の報告書を尊重するとともに、なるべく重複を避けようということで作成しております。「住民の福祉の増進」につきましては、「目的」の中に明確にしたいということでございますが、これはあくまでも素案の案ですので、この案に対して検討委員会の委員の皆さんのご意見をお聞きして検討していきたいと考えております。そういった経緯等につきましては、先ほど事務局が説明したとおりでございますので、私も何ら変わるものではございません。
西　村 委　員	今の説明では納得がいきません。「自治の基本理念」から、なぜ「住民の福祉の増進」を抜いたのかです。第１条の「目的」というのは、あくまでも条例の目

	的です。「自治の基本理念」というのは、行政と市議会が具体的にどういう方向に向かって行政をやっていくかという、方向性に関わる問題です。そういうことから言えば、「目的」に入れるから「自治の基本理念」には入れなくていいとすることは、結果的には１２条には「自治の基本理念に基づいて市政運営を行う」といっているので、ここから外れるわけです。だから、このことに関して言えば、私は納得がいかない。もっと明確な説明を求めます。 「意見の表明と提案権」についても、なぜ外したのでしょうか。重複するからなんていうのはおかしな話だと思います。これはものすごく重大な市民の権利ですから、いわば権利が奪われたということになります。今まで作成された４案に入っていたものを今回なぜ削除したのか、行政にそれを奪う権利があるかということに、明確に答えてもらわなくてはならない。行政主権ではないんですよ。
原 委　員	今日のこの検討委員会では、行政が出した条例素案の案に対して、検討委員の方々からご意見をいただきたいということでございまして、これを議論して結論を導き出すというところまではいかないと思います。むしろそういったご意見をたくさんいただきながら、より良い条例を制定していくということが大切ではないかなと思っております。 「意見の表明と提案権」については省いたのではなく、「参画する権利」に包含されるとしているところです。しかし西村委員がそういうご意見であるなら、それは十分今後検討する余地はあるかと思いますので、そういうことでご理解をいただければと思います。
山　口 会　長	西村委員は、事務局側の説明が不十分であると受け止めておられることは理解できました。 今日、ご意見をいただいて、論点もかなり深まったと思います。今後、「素案の案」を「素案」にする際に検討すること。そしてパブリックコメントで「素案」を「案」にする際にも検討する機会があると言っておりますので、その際に検討していただくということでいかがでしょうか。 よろしいですか。
西　村 委　員	それならばいいです。
山　形 委　員	私も西村さんの意見とほとんど変わらないのですが、意見を言っておくことに意義があるということで発言させてもらいます。まず、「公共の福祉」という言葉に違和感があります。また、「オンブズマン」と「意見を表明し、提案する権利」いう語句がなくなるということに疑問を感じました。それから、今はおそらく説明責任だけではなくて応答責任と言う言葉を使われているかと思いますので、そう言う事も少し考えていいのではないでしょうか。それともうひとつ、他都市との連携についてですが、周辺の市町村と一緒に計画を練ったり、又は一つ

	の事業を皆で分担してやるとか都市圏構想もこの条例の中で謳えないか、また、謳わなくても他都市と一緒に協働してやるようなこともひとつの協働でないのかなと思いました。
林 委　員	本日提出した意見の中で重要な点を２点申し上げたいと思います。この２点の中身については会長からあと２回ほど審議の機会があるということでしたので、各論については、後日提出いたしたいと思います。 まず第１点は、「自治推進委員会」の審議内容についてですが、「自治の基本原則」だけではあまりにも狭すぎるということです。「自治運営の基本原則」とは「情報共有の原則」と「参画の原則」と「協働の原則」で、この３つしか審議内容になっておりません。極めて限定された３点です。静岡市の市民自治推進委員会は、「条例の見直しに関すること」「条例の適切な運用に関すること」「まちづくりの推進に関する重要事項」が諮問事項となっておりますが、この案では、これらが全くなっておりません。従って当然この自治推進委員会の委員が審議の対象として取上げることすら出来ない構造となっているという極めて問題となるこの中身について、市長さんは理解しておられるのかどうかです。説明すら受けていないと言う事であれば問題だと思います。多摩市の自治基本条例も自治の推進に関する事項について審議するという極めてオーソドックスで、かつ自然的、かつしっかりした審議内容となっています。何故「自治運営の基本原則」しかこの審議内容とせず、条例の見直しに関する事や改正に関する事もないような極めて狭くした意図は一体何なのかということについてお尋ねしたい。この件についても、はっきりお分りになっているのか、経営戦略会議では理解した上で了承したのか。静岡市では、極めてオーソドックスで、「まちづくりの推進のため、市長が必要があると認める事項に関すること」については、審議できることとなっています。ところが、熊本市の場合、市長が必要と認める事項という規定がないので、条例の見直しに関することも市長は諮問できないのはいかがなものでしょうか。静岡市や多摩市の規定を踏まえ、どう考えるのか事務局にお尋ねしたいと思います。 第２点は、山形委員もいささか問題があるのではないかという事をおっしゃっていた「公共の福祉」のことです。前文に、「主権者たる住民の信託に基づく市政を進めて行かなければなりません」とありましてこれはこの通りであります。ところが、その前に「市議会及び市の執行機関等は公共の福祉を踏まえながら」との記載があります。公共の福祉の概念は、筑波大学の青柳幸一教授もいわれておりますように、人権制約の正当化根拠として使われてきておりますが、正当化理由というのにはならないということで、基本的人権の制約概念として用いられているのが公共の福祉概念ということは学説でも一致していると思っております。だから、この公共の福祉と言う概念をここに入れるということについてはや

	はり問題がありますので、山形委員も同じ意味でいわれておりますし、公共の福祉という言葉は削除をお願いしたいと思っております。
山　口 会　長	自治推進委員会の審議事項としております「自治運営の基本原則」については、検討委員会の報告書でも条例に盛り込む事項となっていたと思います。前文の「公共の福祉」に関しては、検討委員会でも意見が分かれた項目となっておりましたので、行政の判断で盛り込んだと私は理解していますが、コメントがあればお願いします。
事務局	まず、「公共の福祉」についてですが、林委員が意見書に「直接住民に問いかけるべきだ。」と書いておれらますように、パブリックコメントなど市民の皆様方の意見も踏まえ、検討していきたいと思っております。 次に、自治推進委員会の審議項目につきましては、この検討委員会の報告書では、「自治運営の基本原則」は盛り込む項目となっていました。「自治の基本理念」と「自治の推進に関する事項」を盛り込むかについては両論併記となっていました。静岡市の条例を例にあげた林委員のご意見は重要なことだろうと思っておりますし、別にこれを否定する訳ではございませんが、この案は、検討委員会報告書を最大限尊重して、そして両論併記の部分については、行政で判断させていただきました。「自治の基本理念」の中には、「住民の福祉」などの項目もあり、自治推進委員会で審議するというのも非常に幅の広い話でもありますので、この自治推進委員会での審議項目としては、馴染まないと判断しました。また、「自治の推進に関する事項」は、一般的にありえる話とは思っておりますし、静岡市にも入っているところですが、何を審議するのか分かりにくい部分もありますので、現時点では、「自治運営の基本原則」のみにしております。静岡市のように「市長が必要と認める事項に関すること」を入れたらというご意見だったと思いますので、このことにつきましては参考にさせていただききたいと思っております。
西　村 委　員	自治推進委員会は今後熊本市における自治を推進していく上で非常に大きな役割を果たさなければならない組織だと思います。どういう問題を議論してどういう問題は議論しないという枠組みがここで決められている訳ですが、今の説明では、納得がいきません。多摩市は自治の推進に関する重要事項となっています。熊本市でも「自治運営の基本原則」だけではなく、「自治の推進に関する重要事項」を入れることを考えてもらいたいと思います。 それと自治推進委員会が意見なり提言した場合に市長がその結果を尊重するという文言をこの条文に明記しなければいけないと思います。この点についても行政の原委員の意見をお聞きしたいと思います。
原 委　員	この自治基本条例を策定し、自治運営の基本原則である「情報の共有」「参画」「協働」が市政やまちづくりの中でどれだけ進んだかとか、市民の皆さんの満足

	度がどれだけ高められたかということを、今後この自治推進委員会が担っていくというふうにとらえております。今、西村委員がおっしゃいましたように「自治の推進に関する重要事項」を審議事項として加えることについては、今後、検討させていただきたいと思います。私共といたしましては、まずは「情報共有」「参画」「協働」がどれだけ進んでそして住民の皆さんの満足度がどれだけ高められたかそういうことをきちっと進行管理をしていく必要があるだろうと考えておりますし、いただいた答申については、尊重するということは当然のことだと思っておりますので、それをあえて条文に入れるかどうかについては、検討させていただきたいと思います。
西　村 委　員	日常的に行政を執行している方からいえば答申したら尊重するというのは、当然だと思いますが、条文として明記するということが大事です。条例に書いてあることを行政は実行していくわけです。だから明確に、答申がでた場合は市長はそれを尊重することを明記することによってこの条例が非常に生きたものになっていくのではないかと思うんです。この点をはっきりとお答え願いたい。もうひとつは、「参画」の項目を議論したときに、市民参画の推進をする委員会を作ったらどうですかという提案を林委員と私はしてきましたが、自治推進委員会の項目のときに議論するということをいわれ、先送りしていました。今、話しを聞いてみますと、この自治推進委員会の審議事項を自治運営の 3 つの基本原則の枠にはめ込む為の議論であってその為の議論の先送りであったと言う事が非常に明確になってきたわけです。私は、審議事項に関しては、自治の推進ということで、もう少し幅を広げて考えられるということにしていただきたいと思います。
原 委　員	今日のこの検討委員会では会長からもお話があったように「素案」または「条例案」にする際の参考にさせていただければということで、意見をいただければと考えております。参画推進委員会とか協働推進委員会を設置すべきという意見もありましたけど行政の内部としては、自治推進委員会において「自治運営の基本原則」を審議することで対応できると思っております。西村委員がおっしゃいました「やはり別々にやった方がいい」というご意見については、承っておきたいと思います。
山　口 会　長	原委員ご自身もおっしゃっていたように行政の局長と言う立場と委員という立場があって、今のご質問は、行政に対する質問という意味合いがあるので同じ委員としての意見ということにしていただいたほうがいいのではと思います。
山　形 委　員	第３条の「自治の基本理念」のところで「将来にわたる持続可能な社会の実現」という言葉を残していただきました。ただ最初の案では「持続可能な循環型社会の実現」だったと思います。この「循環型」と言う言葉があるかないかというのは、あとからこの条文を読んだ時に、「入っていなかった」で済むのか、「笑われる」のか、「しっかり入っていた」といわれるのかの違いのような気がしており

	ますが皆さんのご意見は如何でしょうか。
落　水 委　員	外した理由を聞きたいですね。
事務局	もちろん報告書の中には「循環型社会」というのが入っていたのは認識しておりまして、他意があって外したわけではありません。ただ行政内部で検討した際、「循環型」といれている言葉がどうしても環境にとらわれやしないかという議論がありました。この意味については、説明でも「持続可能な社会の実現とは、財政的にも、環境的にも市民が安心して、愛着を持って住み続けることができる社会を実現するということ」と記載しているように認識しております。「循環型」という言葉を入れる事によって「リサイクル」などの「環境」だけであると勘違いされるのではないかということでこの「循環型」という言葉は外させていただいたところですが、主旨としては含まれていると捉えております。山形委員はこの「循環型」をあえて入れといた方がいいというご意見だろうと思いますので、その主旨はきちんと受けとめたいと思っております。
落　水 委　員	正直申し上げまして素案をいただいた時に「こじんまりしたな」というのが本音でした。そして、よくよく読んで説明を聞きますと様々なところに色んな方々のご意見が反映される中で執行部も相当苦労されたんだろうなと思ったのが正直な気持ちです。そして又、私の意見ももちろん取り入れていただいたもの、取り入れてもらえなかったものありますけれども全体的なバランスとしては「とてもいい感じに仕上がっているな」というのが私の正直な感想です。そういう中で１点だけ検討していただければと思いますのが、第１０条の「公平・公正かつ誠実に透明性の高い市政を行います」で、どこの条例にもよくこの文言は使われる言葉なんですけども今、市民が一番行政に望んでいるものは何かなといつも議員という立場で考えさせられる中で、多くの市民の方が「税金はもうちょっとちゃんと使って下さいよ」といわれるんですね。このことは全ての市民の方が私にはいわれるといっていいくらいです。「税金の無駄遣いが多いんじゃないですか」とか「ほんとに私達の税金はきちんと考えて使ってもらっているのですか」という話が非常に多い中で公務員とか議員・政治家は「公正」で「公平」で「誠実」というのは当たり前なのだというような感覚をどうもお持ちのように感じます。そしてそのあとの言葉の「透明性の高い」は目的でしょうか。私は「透明性の高い」は手段であり目的は「公平」とか「公正」それと「税金の効率的運用」がきちんとされているかをきちんと説明できないから「透明性の高い」をくっつけなければいけないように最近はなってしまっているような気がしてしょうがないです。まあその件については第１２条で「健全な財政のもとで、総合的かつ計画的な市政を行うとともに、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げること」でフォローはしてあるんですけれども、私はこの第１２条はこ

	のままで結構ですが、第１０条の部分によろしければ「公平・公正かつ誠実に」のあとの「透明性」の間あたりに何か「税金の効率的・・・」とかきちんと税金を使う事を大きな目的としてきちんと明記していただければと思います。検討していただければ結構です。
松　崎 委　員	私は、「参画」「協働」のところや「まちづくり」というところに非常に関心があって、この検討委員会に参加させていただいたのですけれども、定義のところで「住民」と「市民」、それから「コミュニティ」というところで非常に混乱をきたしやすいのではないかと思います。「住民」が出てくるのは「住民投票」のところだけで、あとは全部「市民」になっています。それから、説明会での意見でも、ここでいう「住民」の意見がすごくあがってきています。地域のコミュニティいわゆる自治会を中心とした「住民」と、あえて市民公益活動をしているいわゆる「市民」とに分けてあります。「コミュニティ」も、定義では、「組織や集団をいいます」となっていて、コミュニティというと通常はそういう組織や集団をいうのでなくて地域というようなニュアンスで捉えられがちです。あえてここで組織や集団と定義づけてあって、地域コミュニティ活動というと非常に何か、苦しいところだったとは思うんですけれども、ここらあたりをもう一度精査していただいた方がわかりやすいのではないかと思います。 議論の時も「住民」なのか「市民」なのか非常に悩ましいところがありましたし、逆にいうとあまりにピシっと分けられ過ぎていて分断されてしまう。私どもの生活が「私は住民」、「私は市民」、活動も「自治会」と「ＮＰＯやその他の色んな活動」と分けられてしまうということが逆に推進していく上でいいのかどうなのか、議論を元からひっくり返すようで申し訳ないんですけれどもここら辺りについてもう一度考えないといけないのではと思います。
落　水 委　員	要するに解釈の違いですね。ここで今議論が色々出ていますけれども、「単語」「言葉」全ての解釈をやっぱり説明書に書き込まないといけないのかなと思いました。先程から出ています「公共の福祉」自体も相当考えすぎかなとか、誤解しているかなという気がいたします。定義さえ明確であれば、特段の解釈がそれぞれあると言うことにはなりませんので、例えば広辞苑から引っ張ってきていただければ、誰が見ても変な言葉に解釈はしないのではないのでしょうか。インターネットあたりでひきますと先生方が難しい講釈されているので誤解されますけども、広辞苑とか大辞苑とかを引けば即座に「公共の福祉」が変な言葉、ニュアンスにはならないと思います。「市民公益活動」も「市民公益の団体」とはどんなものかということをきちんと明記していただければ、今のような「僕はこう思っていましたよ」とか「私はこうだったんですよ」なんて行き違いが生まれませんから、その辺は説明できちんとしていただけるようによろしくお願いしたいと思います。

山　口 会　長	この場で審議はできませんが、逐条解釈など補う資料を作っていただきたいということは、検討委員会の総意だと思いますので、事務局にお願いしたいと思います。
林 委　員	落水委員から広辞苑等で定義をすれば問題ないという発言がありましたけれども、この「自治基本条例」というのは「自治体の憲法」と言われ、最高規範性を持っているもので、用語の解釈は、「法令用語」いう形で書き込まれる事になります。「公共の福祉の概念」というものは「憲法理論」と密接不可分な関係で、「基本的人権の制約概念」ということで使われています。この言葉が「自治基本条例」にもし載るのであれば、広辞苑に記載されている意味を記載しておけば、「疑問ではない」、もしくは「誤解はないんではないかと」と言うようなご意見を落水委員が発言されましたけれども、これは誠にもって、私としては「遺憾な言葉である」ということを厳しくご批判したいと思います。だからこの条例に『「公共福祉」の言葉は絶対に使ってはいけない』という私の意見は、この議事録の中に残しておいて下さい。
荒　木 副会長	今まで、委員の皆様の貴重なご意見をお聞きしておりまして色々と手直しをしていけば、かなりの程度、練り上げた良い感じの条例になっていくのではないかと思った訳でございますが、私がこの検討委員会で意見として申し上げていたこと。どうしてもやっぱりこの段階になっても気になっていることがございます。それは、「市議会議員の権利義務」あるいは「議会の権利義務」あるいは「執行機関、首長の権利義務」を検討していく時に、モンテスキューがいった「三権分立」の中での「立法」「司法」「行政」の「均等な関係」、正三角形で内角が６０度ずつ綺麗にこの角度を示しているような形で「役割・責務・権限」を行使していくという規定の仕方が理想な姿ということを念頭におくと、「市民の権利義務」「議会の権利義務」「首長の権利義務」がその正三角形のようなバランスの取れたような関係で表されているかどうかということをここで見てみますと、バランスを欠いているのではないかという感じを私は持っております。「努力規定」「義務規定」については、市民も行政も議会も大体同じ数、二つずつなら二つずつ位の「努力規定」「義務規定」という具合にするべきではないかと思います。ところが議会には、義務規定がひとつもないんです。これは、なかなか議会に対して申しにくいという背景があるというのは私十分わかっておりますけれども、やはり、正しいデモクラシーを歩んでいこうとするのであれば、その均衡あるその規定の仕方を一生懸命努力して、あんまり隔たりが大きいのは少し是正していくようなそういう形で条文を作られる時、配慮していっていただきたいという意見を申し上げておきたいと思います。
山　口 会　長	行政の作成した案に対する意見としては、なかなか厳しいような気もいたしますので、これは議会に提出した後、議員の皆さんによく考えていただければ、検

	討委員会としてはありがたいと思います。時間がきておりますので、次の議題の今後のスケジュールについて話に入りたいと思います。
山　形 委　員	一つだけいいですか。第９条に「市長の信託を受けた」という言葉がありますけれども、「信託を受けた」という過去形でいいのですか。「住民の信託を受け、市の代表として」といういい方のほうが、ずっと信託が続いているような気がするのですが、そういう解釈はいけませんでしょうか。
山　口 会　長	このことも含めまして事務局には、検討をお願いしたいと思います。 それでは、スケジュールについてお願いします。
事務局	それでは、お配りしております今後のスケジュールついて説明いたします。まず今日いただいたご意見を素案の案を素案にする際、又は条例案を作成する際に生かしていければと思っております。今日いただいたご意見が全て、素案にする際に反映させるか、条例案を作る時に反映させるかというのは整理が出来ておりませんが、そういう機会に生かしていけたらと思います。６月に開かれる教育市民委員会には、素案を報告させていただきまして、７月から８月にかけてパブリックコメントを実施するとともに、地域説明会を開く予定です。地域説明会は７月末から８月にかけて実施する予定で、そのことは７月号の市政だよりに掲載する予定にしております。委員の方々には後日ご案内を差し上げたいと思っております。 パブリックコメントや地域説明会での意見を踏まえたところで、条例案を作りまして、この検討委員会にご報告させていいただきたいと思っております。９月議会に上程をすることになりますので、時期的にいいますと８月にこの検討委員会を開くことになると思いますが、日程はまだ決まっておりませんのでそういう予定があるという事だけご認識いただきたいと思います。地域説明会等のご案内、８月の検討委員会の開催のご案内は後日差し上げますのでよろしくお願いいたします。
山　口 会　長	スケジュールについて何かご質問等はございますか。
西　村 委　員	条例素案の案について、もっとこういうふうに文章を書き換えたがいいのではないかという意見がありましたが、時間がありませんでしたので発言しませんでした。この案では非常に不完全だということを思う訳です。 それで質問は、教育市民委員会に報告をする時はどういうレベルの条例素案を報告するのかということです。パブリックコメントの前にやっぱり検討委員会を開く必要があるのではないでしょうか。
山　口 会　長	今日、示したものは「条例素案の案」ですが、教育市民委員会に報告するものは要するにこのままなのか、それともう少し手を入れたものを報告するのかというお尋ねだと思います。

事務局	出来れば「案」というものを取りたいと考えており、勿論案を取るときに、今皆様からいただいたもの全部入れられるかどうかは別としまして、貴重なご意見をいただいておりますので十分検討させていただきたいと思います。委員の方々のご意見を反映できるのは、今回、すなわち素案の案その案を取るときが１回と、もうひとつはパブリックコメントで１回入れる機会がありますが、今日いただいたご意見をどちらで検討するかについては、事務局の方で考えさせていただきたいと思っております。もちろん市民の方から意見をいただいた中で検討しなければならないこともありますので、そういう機会を踏まえて議会に提案したいと思っております。教育市民委員会で報告するときには、できれば「案」を取りたいと思っております。スケジュール的に間に合わなければ案はそのままになるかもしれませんが、基本的には取りたいと考えているところです。
西　村 委　員	教育市民委員会は６月となっているわけですが、検討委員会を開かずに教育市民委員会に条例案を出すということですか。
事務局	条例案ではありません。条例素案を教育市民委員会に報告するということになります。西村委員はまだ言いたいことが沢山あるというご意見だったと思いますので、そういうご意見は別に聞かせていただければと思っております。
落　水 委　員	補足説明を私がさせていただきます。あくまで説明資料として委員会に配るだけで上程するわけではありません。説明資料ですから委員会でそれを審議することはないのです。審議すると事前審査に入りますのでそれは出来ないようになっています。あくまで執行部側が説明をされる為に前もって配られた資料ということですから、案を取ろうが取るまいが単なる資料です。
山　形 委　員	パブリックコメントの後に検討委員会を開くということだったかと思います。地域説明会でのご意見だろうと思うんですけれども、自治会の事がどのくらいこの検討委員会で話されたのかという質問がありまして、確かに自治会の事については少しお留守だったかなと、言い足りなかったことが残っているかなという気がしておりましてパブリックコメント後の検討委員会の中でしっかり検討していただけたらと思っております。
西　村 委　員	やはりパブリックコメントをやる前に、検討委員会を開いて、議論をしておく必要があると思います。会長は、２回くらいやらなきゃいかんなと言われておりましたから、それを７月に実施したらいいと思います。
山　口 会　長	２点確認をいたします。１点目は、私が「２回ある」といったのは行政の側が「素案の案の『案』を取る」それと「素案を案にする」ということで、行政が内容を変える機会が２回あるということをいったのであって、この検討委員会で２回やるといったわけではありません。もう１点は、今後のスケジュールについて示されましたが、スケジュールをここで検討しているのではなくてこういうスケジュールになっているということの報告を受けたと私は理解していますので、こ

	のスケジュールを変更しようということは議題にはならないと思っています。スケジュールの件については、議論しても仕方がないと思っています。
西　村 委　員	よりよい条例をつくるため、検討委員会を１８回開いてきて、行政がそれを反映して市民に訴えていくと、説明をしていくという場合、よい条例をつくるという検討委員会の役割があるのですから、今日の２時間で、「検討委員会の意見は聞きませんよ」ということになるとよりよい条例をつくるという議会から出された理念からいっても、外れるのではないかと思います。
山　口 会　長	検討委員会として報告書を出しましたので、一度、ボールは行政にいったと思います。行政としては、今回のように検討委員会の委員に意見を聞いたり、市議会は報告だけだということですが情報を提供したり、パブリックコメントや地域説明会等で市民の意見を聞くということになると思います。ある意味ではこの検討委員会は少し機能が下がってきたといいましょうか、報告書を.つくるまでは、検討委員会が主役だったと思うのです。今は、行政側が意見を聞きながら案を作成しているという理解でお願いしたいと思います。
西　村 委　員	検討委員会で確認した事項が、入っているということや、さらにより良いものになるということは、検討委員会のひとつの仕事だと思います。やっぱり検討委員会の中にいた人じゃないと、この問題についての発言は難しいと思うんですね。そういう意味でやはり検討委員会がよりよい条例を作ると言う点では最後まで、やはりそれなりの責任と任務を果たしていくということが必要じゃないかと思います。
林 委　員	私が出した意見について事務局としてはどの段階で条例案に盛り込むかどうかを検討いただけるのかをお伺いできればと思います。重要な案件はたくさん入っておりますけれども、市長には住民の信託が入っておりますが、議会も議員が住民の信託によって選ばれている訳ですから、「信託」という言葉を議会にも入れるべきだと思っております。議員の方は、議会は「住民の信託」を受けないで権限行使をしているのかとなりますので、市長は入れて議会は入れないというのはちょっとおかしいと思いますので、入れて下さい。事務局はこの私の意見についてはどういう経過をたどって、検討していただけるのかということを最後にお聞きいたします。
事務局	今日いただいたご意見は貴重なご意見だと思いますので、もちろん検討させていただきますが、素案の案の案を取る段階で入れ込むのか条例案の時に入れ込むのかというのは考えさせていただくというのは先程申し上げたとおりです。林委員からいただいたご意見については、中身はまだ読んでないのでわかりませんが、両論併記の部分については基本的にはこの検討委員会では意見がまとまらなかったという中で行政側に判断を委ねられたと思っておりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思っているところです。基本的には報告書を尊

	重するということですので、冒頭に林委員から指摘がありました３点については、きちんと検討させていただきたいと思っております。ただ両論併記については、行政側に投げかけられた中で判断させていただいたということをご理解願いたいと思っております。
西　村 委　員	第３条の中で、これはもう荒木副会長が一貫して発言されていた事でもあるわけですが「地方自治の本旨に基づいて住民自治を拡充推進しつつ、団体自治の確立」というのが報告書の統一見解です。ところが「住民自治及び団体自治」と変更されており、「住民自治を拡充推進」と言う事が抜けています。全体としてみると色んなところでこの報告書の統一見解が抜けているところがある訳ですね。それから第６条も「地域社会との調和に努め、暮らしやすい地域社会の実現に寄与する。」が「地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。」に変更されています。こういうところを、全部ですね基本的には報告書の統一見解にまとめて欲しいという点がひとつ。もうひとつは、検討委員会が開けないのであれば、個別的に意見を聞いてもらいたいということです。
事務局	西村委員につきましては、これまでも個別にお話を伺っておりまして、主な論点は把握しているところです。基本的には報告書に書いてあるものは尊重してまいりますが、先程言われた２点については、別に他意があって書き直したところではございませんのでそこは、誤解をしていただくと困るということを改めて申し上げさせていただきます。林委員が言われました議会の信託につきましても、報告書には元々載っておりませんので、尊重するということであれば入れないという形もあると思いますが、調整が必要だとは感じておりますので、そういう調整の中で文言を整理させていただいているということをご理解していただきたいと思います。何も否定しているということではございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。また今後、条例素案を作成いたしますが、もしご意見があれば早めに言っていただきたいと思っております。できれば、来週の水曜日くらいまでにお願いしたいと思っております。
寺　本 委　員	検討委員会から報告いただきまして、事務局、熊本市で素案の案を作成した訳でございます。それを経営戦略会議にかけまして、もちろん私も経営戦略会議のメンバーですのでその中では、逆に皆さんから考えますと後退するような意見を言ったところでございますが、それは、意見は意見としてこういう形でまとまったところでございます。 今後のことで位置づけをちょっと確認したいのですけど、例えば検討委員会の意見、それからパブリックコメントの意見、地域説明会の意見をそれぞれ意見反映という形で同等という形で取り扱われるのかを教えて下さい。
事務局	はい、それは同等で取り扱いしていただきたいと思いますので、是非ご意見をいただきたいと思っております。

山　口 会　長	ありがとうございました。多少時間も過ぎてしまいましたけれどもこれで本日の委員会を終了いたします。次回の委員会は、８月に予定されておりますので、後日連絡いたします。これで終りたいと思います。どうもお疲れ様でございました。